### 上海市清温也》9一0基幹的設備改良工事名行います

土浦市清掃センターは、平成4年から稼働が開始され、今年で24年が経過します。主要設備の 多くは老朽化が進み、今後の運営に支障をきたす可能性も出てきている状況にあります。そのため、 平成28年度から3炉ある焼却炉を、1年間に1炉ずつ3年間かけて改良工事を行い、平成48年度 までの延命化を図ります。

## より一層の**ごむの**減量にご協力診願いします

工事期間中は、1 炉ずつ焼却炉を止めて工事を行うので、焼却能力が下がります。焼却処理しき れないごみについては、外部の焼却処理施設で、ごみの焼却を行う必要があり、多額の費用がかか ります。みなさまには日頃からごみの減量にご協力いただいていますが、紙類、生ごみ、容器包装 プラスチックなど、資源になる物の分別の徹底など、より一層のごみの減量にご協力をお願いします。

**問**環境衛生課(☎826-1111 内線2444)







生ごみ





容器包装プラスチック

# 平成28年度軽自動車税の税額が変わります <sub>©課税課(☎826-1111 内線2493)</sub>

地方税法改正にともない、平成28年度軽自動車税の税額が変わります。税額は車両の種類や最初の新規検査年 月日によって異なり、グリーン化推進の観点から、重課税やグリーン化特例(軽課税)が導入されます。

#### ◆三輪及び四輪以上の軽自動車◆

新税額(表②)は平成27年4月1日以降の新規登録車 から適用されます。また、最初の新規検査年月日から 13年を経過した車両(初度検査年月日が平成14年以前) は、重課税額(表③)が適用されます。

さらに、平成27年4月以降の新規登録車のうち、排出 ガス性能および燃費性能の優れた車両に対しては、平 成28年度のみグリーン化特例が適用されます。(下段の表)

45.4.5.		税額(年額)			
軽自動車 車種区分			①現 行 平成27年3月31日 までの新規登録車	②新税額 平成27年4月1日 以降の新規登録車	③重課税額 <sup>※1</sup> 登録後13年を 経過した車両
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	自家用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円

#### グリーン化特例(軽課)税額表(平成28年度のみ)

車	軽自動車		軽税額(年額)			
車種区分			75%軽減 <sup>※2</sup>	50%軽減 <sup>※3</sup>	25%軽減**4	
三輪			1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	自家用	乗用	2,700円	5,400円	8,100円	
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円	
	営業用	乗用	1,800円	3,500円	5,200円	
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円	

### ◆原動機材自転車及び二輪車等◆

	古籍	区分	税額(年額)		
	+4		平成27年度まで	平成28年度から	
		50cc	以下	1,000円	2,000円
原動機付	500	cc超9	Occ以下	1,200円	2,000円
自転車	90c	c超12	25cc以下	1,600円	2,400円
		==	カー	2,500円	3,700円
	農耕用		二輪	1,600円	2,000円
小型特殊		四輪	1,000cc以下	2,400円	3,000円
自動車			1,000cc超	3,100円	3,900円
		その	D他	4,700円	5,900円
軽二軸	俞(125cc	超250	2,400円	3,600円	
小	型二輪	(2500	4,000円	6,000円	

- ※1電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソ リン電気併用の軽自動車および被けん引車は対象外
- ※2電気自動車および天然ガス自動車で、平成21年排出 ガス規制適用かつ平成21年排出ガス基準+10%以上 低減車に適用
- ※3平成17年排出ガス基準75%以上低減で、かつ

乗用:平成32年燃費基準+20%達成車に適用 貨物:平成27年燃費基準+35%達成車に適用

※4平成17年排出ガス基準75%以上低減で、かつ

乗用:平成32年燃費基準達成車に適用

貨物:平成27年燃費基準+15%達成車に適用

- 注1)※3および※4は、揮発油(ガソリン)を内燃機関 の燃料とする軽自動車に限る。
- 注2)各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に 記載。